

(改正後)

第三号様式 (第三条第一項)

信用事業規程認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、信用事業規程の設定を決議したので、水産業協同組合法  
第11条の5第1項  
第92条第1項において準  
第96条第1項において準  
第100条第1項において  
用する同法第11条の5第1項  
用する同法第11条の5第1項  
準用する同法第11条の5第1項

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添え

て申請します。

(改正前)

第三号様式 (第三条第一項)

信用事業規程認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、信用事業規程の設定を決議したので、水産業協同組合法  
第11条の5第1項  
第92条第1項において準  
第96条第1項において準  
第100条第1項において  
用する同法第11条の5第1項  
用する同法第11条の5第1項  
準用する同法第11条の5第1項

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添え

て申請します。

(改正後)

第四号様式 (第三条第二項)

信用事業規程変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、信用事業規程の変更を決議したので、水産業協同組合法

第11条の5第3項  
第92条第1項において準  
第96条第1項において準  
第100条第1項において

用する同法第11条の5第3項  
用する同法第11条の5第3項  
準用する同法第11条の5第3項

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添え

て申請します。

(改正前)

第四号様式 (第三条第二項)

信用事業規程変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、信用事業規程の変更を決議したので、水産業協同組合法

第11条の5第3項  
第92条第1項において準  
第96条第1項において準  
第100条第1項において

用する同法第11条の5第3項  
用する同法第11条の5第3項  
準用する同法第11条の5第3項

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添え

て申請します。

(改正後)

第五号様式 (第三条第二項)

信用事業規程廃止認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、信用事業規程の廃止を決議したので、水産業協同組合法

第11条の5第3項  
第92条第1項において準  
第96条第1項において準  
第100条第1項において

用する同法第11条の5第3項  
用する同法第11条の5第3項  
準用する同法第11条の5第3項

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添え

て申請します。

(改正前)

第五号様式 (第三条第二項)

信用事業規程廃止認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、信用事業規程の廃止を決議したので、水産業協同組合法

第11条の5第3項  
第92条第1項において準  
第96条第1項において準  
第100条第1項において

用する同法第11条の5第3項  
用する同法第11条の5第3項  
準用する同法第11条の5第3項

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添え

て申請します。

(改正後)

第六号様式 (第四条)

信用事業方法書設定 (変更・廃止) 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の理事会において、信用事業方法書の設定 (変更・廃止) を決議したので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正前)

第六号様式 (第四条)

信用事業方法書設定 (変更・廃止) 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の理事会において、信用事業方法書の設定 (変更・廃止) を決議したので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正後)

第七号様式 (第五条)

地方公共団体等貸付最高限度認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称  
代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度を決議したので、水産業協同組合

法 ( 第11条の7  
第92条第1項において準用する同法第11条の7  
第96条第1項において準用する同法第11条の7  
第100条第1項において準用する同法第11条の7 ) の規定により、認可してくださ

るよう関係書類を添えて申請します。

(改正前)

第七号様式 (第五条)

地方公共団体等貸付最高限度認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度を決議したので、水産業協同組合

法  $\left( \begin{array}{l} \text{第11条の7} \\ \text{第92条第1項において準用する同法第11条の7} \\ \text{第96条第1項において準用する同法第11条の7} \\ \text{第100条第1項において準用する同法第11条の7} \end{array} \right)$ の規定により、認可してくださ

るよう関係書類を添えて申請します。

(改正後)

第八号様式 (第六条第一項)

資源管理規程認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) において、資源管理規程の設定を決議したので、水産業協同組合法 (第11条の3第1項 第92条第1項において準用する同法第11条の3第1項) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(改正前)

第八号様式 (第六条第一項)

資源管理規程認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) において、資源管理規程の設定を決議したので、水産業協同組合法 (第11条の3第1項 第92条第1項において準用する同法第11条の3第1項) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(改正後)

第九号様式 (第六条第二項)

資源管理規程変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) において、資源管理規程の変更を決議したので、水産業協同組合法 (第11条の3第1項 第92条第1項において準用する同法第11条の3第1項) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(改正前)

第九号様式 (第六条第二項)

資源管理規程変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、年 月 日開催の総会 (総代会) において、資源管理規程の変更を決議したので、水産業協同組合法 (第11条の3第1項 第92条第1項において準用する同法第11条の3第1項) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(改正後)

第十号様式 (第六条第三項)

資源管理規程廃止届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) において、資源管理規程の廃止を決議したので、水産業協同組合法施行令第3条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正前)

第十号様式 (第六条第三項)

資源管理規程廃止届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) において、資源管理規程の廃止を決議したので、水産業協同組合法施行令第3条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正後)

第十一号様式 (第七条)

信用供与等限度額超過承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、下記のとおり、同一人に対する信用の供与等の額が信

用供与等限度額を超えることとなるので、水産業協同組合法 (第11条の14第1項ただし書、第92条第1項において、第96条第1項において、第100条第1項におい

し書) の規定により、承認して下さるよう関係  
準用する同法第11条の14第1項ただし書  
準用する同法第11条の14第1項ただし書  
て準用する同法第11条の14第1項ただし書

書類を添えて申請します。

記

- 1 信用供与等限度額 円
- 2 信用の供与等を受ける者の住所 (所在地) 及び氏名 (名称)
- 3 上記の者の信用の供与等の額 円

(改正前)

第十一号様式 (第七条)

信用供与等限度額超過承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、下記のとおり、同一人に対する信用の供与等の額が信

用供与等限度額を超えることとなるので、水産業協同組合法 (第11条の14第1項ただし書、第92条第1項において、第96条第1項において、第100条第1項におい

し書) 準用する同法第11条の14第1項ただし書、準用する同法第11条の14第1項ただし書、準用する同法第11条の14第1項ただし書) の規定により、承認して下さるよう関係

書類を添えて申請します。

記

- 1 信用供与等限度額 円
- 2 信用の供与等を受ける者の住所 (所在地) 及び氏名 (名称)
- 3 上記の者の信用の供与等の額 円

(改正後)

第十二号様式 (第八条第一項)

共 済 規 程 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) において、共済規程の設定を決議したので、水産業協同組合法 (第15条の2第1項  
第96条第1項において準用す  
第105条第1項において準用  
る同法第15条の2第1項 ) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申  
する同法第15条の2第1項 )  
請します。

(改正前)

第十二号様式 (第八条第一項)

共 済 規 程 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、共済規程の設定を決議したので、水産業協同組合法 (第15条の2第1項  
第96条第1項において準用す  
第105条第1項において準用  
る同法第15条の2第1項 ) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申  
する同法第15条の2第1項

請します。

(改正後)

第十三号様式 (第八条第二項)

共 済 規 程 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会・理事会)

において、共済規程の変更を決議したので、水産業協同組合法 (第15条の2第2項  
第96条第1項におい  
第105条第1項におい

て準用する同法第15条の2第2項) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添  
て準用する同法第15条の2第2項

えて申請します。

(改正前)

第十三号様式 (第八条第二項)

共 済 規 程 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会・理事会)

において、共済規程の変更を決議したので、水産業協同組合法 (第15条の2第2項  
第96条第1項におい  
第105条第1項におい

て準用する同法第15条の2第2項) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添  
て準用する同法第15条の2第2項

えて申請します。

(改正後)

第十四号様式 (第八条第三項)

共 済 規 程 廃 止 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称  
代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、共済規程の廃止を決議したので、水産業協同組合法 (第15条の2第2項  
第96条第1項において準用す  
第105条第1項において準用  
る同法第15条の2第2項 ) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申  
する同法第15条の2第2項

請します。

(改正前)

第十四号様式 (第八条第三項)

共済規程廃止認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、共済規程の廃止を決議したので、水産業協同組合法 (第15条の2第2項  
第96条第1項において準用す  
第105条第1項において準用

る同法第15条の2第2項 ) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申  
する同法第15条の2第2項

請します。

(改正後)

第十五号様式 (第九条)

漁業経営条件喪失届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合においては、下記のとおり、水産業協同組合法第17条第1項の条件を欠くに至ったので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 自営漁業の種類
- 2 自営漁業の従業者 (常時従事する者に限る。) 数
- 3 従業者のうち組合員 (世帯を同じくする者を含む。) 数
- 4 自営漁業従業者における組合員の割合
- 5 出資1口の金額 円

(改正前)

第十五号様式 (第九条)

漁業経営条件喪失届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合においては、下記のとおり、水産業協同組合法第17条第1項の条件を欠くに至ったので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 自営漁業の種類
- 2 自営漁業の従業者 (常時従事する者に限る。) 数
- 3 従業者のうち組合員 (世帯を同じくする者を含む。) 数
- 4 自営漁業従業者における組合員の割合
- 5 出資1口の金額 円

(改正後)

第十七号様式 (第十一条第一項)

役 員 就 任 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長)

(組合長理事・理事) 氏名

当組合 (連合会) においては、下記のとおり、役員が就任したので、水産業協同組合法施行細則第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 就任した役員の役職名、住所及び氏名
- 2 就任年月日 年 月 日
- 3 任 期 年 月 日～ 年 月開催の通常総会 (総代会)  
終了の時

注 組合員の漁獲物その他の生産物の販売の事業を行う組合にあつては、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者が販売事業を担当する理事に就任した場合には、当該理事の氏名の後に「(販売担当)」と記載すること。

(改正前)

第十七号様式 (第十一条第一項)

役 員 就 任 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長)

(組合長理事・理事) 氏名



当組合 (連合会) においては、下記のとおり、役員が就任したので、水産業協同組合法施行細則第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 就任した役員の役職名、住所及び氏名
- 2 就任年月日 年 月 日
- 3 任 期 年 月 日～ 年 月開催の通常総会 (総代会)  
終了の時

注 組合員の漁獲物その他の生産物の販売の事業を行う組合にあつては、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者が販売事業を担当する理事に就任した場合には、当該理事の氏名の後に「(販売担当)」と記載すること。

(改正後)

第十八号様式 (第十一条第二項)

代 表 理 事 就 任 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、下記のとおり、代表理事が就任したので、水産業協同組合法施行細則第11条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 就任した代表理事の住所及び氏名

2 就任年月日 年 月 日

3 任 期 年 月 日～ 年 月開催の通常総会 (総代会)  
終了の時

(改正前)

第十八号様式 (第十一条第二項)

代 表 理 事 就 任 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、下記のとおり、代表理事が就任したので、水産業協同組合法施行細則第11条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 就任した代表理事の住所及び氏名

2 就任年月日 年 月 日

3 任 期 年 月 日～ 年 月開催の通常総会 (総代会)  
終了の時

(改正後)

第十九号様式 (第十一条第三項)

役 員 退 任 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長)

(組合長理事・理事) 氏名

当組合 (連合会) においては、下記のとおり、役員が任期満了 (死亡・辞任・その他の退任事由の発生) により退任したので、水産業協同組合法施行細則第11条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 退任した役員の役職名、住所及び氏名
- 2 退任の事由 任期満了・死亡・辞任・その他 ( )
- 3 退任事由の発生日 年 月 日

(改正前)

第十九号様式 (第十一条第三項)

役 員 退 任 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長)

(組合長理事・理事) 氏名



当組合 (連合会) においては、下記のとおり、役員が任期満了 (死亡・辞任・その他の退任事由の発生) により退任したので、水産業協同組合法施行細則第11条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 退任した役員の役職名、住所及び氏名
- 2 退任の事由 任期満了・死亡・辞任・その他 ( )
- 3 退任事由の発生日 年 月 日

(改正後)

第二十号様式 (第十一条第四項)

代 表 理 事 退 任 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称  
代表理事組合長 (会長)  
職務執行者氏名

当組合 (連合会) においては、下記のとおり、代表理事が辞任 (解任) により退任したので、水産業協同組合法施行細則第11条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 退任した代表理事の住所及び氏名
- 2 退任の事由 辞任・解任
- 3 退任事由の発生日 年 月 日

(改正前)

第二十号様式 (第十一条第四項)

代 表 理 事 退 任 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称  
代表理事組合長 (会長)  
職務執行者氏名



当組合 (連合会) においては、下記のとおり、代表理事が辞任 (解任) により退任したので、水産業協同組合法施行細則第11条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 退任した代表理事の住所及び氏名
- 2 退任の事由 辞任・解任
- 3 退任事由の発生日 年 月 日

(改正後)

第二十一号様式 (第十二条)

役員等兼職・兼業認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
氏 名

私は、下記のとおり 組合 (連合会) の役員等として兼職・兼業をしたいの

で、水産業協同組合法 (第34条の5第1項ただし書、第92条第3項において準用する同法第34条の5第1項ただし書、第96条第3項において準用する同法第34条の5第1項ただし書、第100条第3項において準用する同法第34条の5第1項ただし書) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 兼職又は兼業をする組合 (連合会) の名称及び役職名
- 2 兼職又は兼業先の所在地及び名称並びに役職名 (自営の場合は、その旨)

---

上記のとおり当組合 (連合会) の役員等から申請がありましたので、提出します。

年 月 日

住 所  
名 称  
代表理事組合長 (会長) 氏名

(改正前)

第二十一号様式 (第十二条)

役員等兼職・兼業認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名



私は、下記のとおり 組合 (連合会) の役員等として兼職・兼業をしたいの

で、水産業協同組合法 (第34条の5第1項ただし書、第92条第3項において準用する同法第34条の5第1項ただし書、第96条第3項において準用する同法第34条の5第1項ただし書、第100条第3項において準用する同法第34条の5第1項ただし書)

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

書

記

- 1 兼職又は兼業をする組合 (連合会) の名称及び役職名
- 2 兼職又は兼業先の所在地及び名称並びに役職名 (自営の場合は、その旨)

---

上記のとおり当組合 (連合会) の役員等から申請がありましたので、提出します。

年 月 日

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



(改正後)

第二十二号様式 (第十三条第一項)

一時役員職務を行うべき者の選任請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
(代表者) 氏 名

下記の組合 (連合会) においては、役員職務を行う者がなく、遅滞により損害を生

ずるおそれがあるので、水産業協同組合法

第43条第1項  
第86条第2項において準用する同法第43条  
第92条第3項において準用する同法第43条  
第96条第3項において準用する同法第43条  
第100条第3項において準用する同法第43条  
第105条第3項において準用する同法第43

第1項  
第1項  
第1項  
条第1項  
条第1項

の規定により、一時理事又は監事の職務を行うべき者を選任して下さるよ

う請求します。

記

- 1 組合 (連合会) の名称
- 2 役員職務を行う者がいない理由
- 3 損害を生ずる内容 (請求の理由)
- 4 代表者以外の請求者の氏名及び住所
- 5 請求者と組合 (連合会) との関係

(改正前)

第二十二号様式 (第十三条第一項)

一時役員職務を行うべき者の選任請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住所  
(代表者) 氏名



下記の組合(連合会)においては、役員職務を行う者がなく、遅滞により損害を生

ずるおそれがあるので、水産業協同組合法

第43条第1項  
第86条第2項において準用する同法第43条  
第92条第3項において準用する同法第43条  
第96条第3項において準用する同法第43条  
第100条第3項において準用する同法第43条  
第105条第3項において準用する同法第43

第1項  
第1項  
第1項  
条第1項  
条第1項

の規定により、一時理事又は監事の職務を行うべき者を選任して下さるよ

う請求します。

記

- 1 組合(連合会)の名称
- 2 役員職務を行う者がいない理由
- 3 損害を生ずる内容(請求の理由)
- 4 代表者以外の請求者の氏名及び住所
- 5 請求者と組合(連合会)との関係

(改正後)

第二十三号様式 (第十三条第一項)

総会 (総代会) 招集請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住所  
(代表者) 氏名

下記の組合 (連合会) においては、役員職務を行う者がなく、遅滞により損害を生

ずるおそれがあるので、水産業協同組合法  
第43条第1項 (第52条第6項において準用  
第86条第2項において準用する同法第43条  
第92条第3項において準用する同法第43条  
第96条第3項において準用する同法第43条  
第100条第3項において準用する同法第43  
第105条第3項において準用する同法第43  
する同法第43条第1項)  
第1項  
第1項 (同法第52条第6項において準用する同法第43条第1項)  
第1項 (同法第52条第6項において準用する同法第43条第1項)  
条第1項 (同法第52条第6項において準用する同法第43条第1項)  
条第1項 (同法第52条第6項において準用する同法第43条第1項)

の規定により、役

員を選挙 (選任) するための総会 (総代会) を招集して下さるよう請求します。

記

- 1 組合 (連合会) の名称
- 2 役員職務を行う者がいない理由
- 3 損害を生ずる内容 (請求の理由)
- 4 代表者以外の請求者の氏名及び住所
- 5 請求者と組合 (連合会) との関係

(改正前)

第二十三号様式 (第十三条第一項)

総会 (総代会) 招集請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住所  
(代表者) 氏名

印

下記の組合 (連合会) においては、役員の職務を行う者がなく、遅滞により損害を生

ずるおそれがあるので、水産業協同組合法

第43条第1項 (第52条第6項において準用 第86条第2項において準用する同法第43条 第92条第3項において準用する同法第43条 第96条第3項において準用する同法第43条 第100条第3項において準用する同法第43 第105条第3項において準用する同法第43	) の規定により、役
する同法第43条第1項)	
第1項	
第1項 (同法第52条第6項において準用する同法第43条第1項)	
第1項 (同法第52条第6項において準用する同法第43条第1項)	
条第1項 (同法第52条第6項において準用する同法第43条第1項)	
条第1項 (同法第52条第6項において準用する同法第43条第1項)	

員を選挙 (選任) するための総会 (総代会) を招集してくださるよう請求します。

記

- 1 組合 (連合会) の名称
- 2 役員の職務を行う者がいない理由
- 3 損害を生ずる内容 (請求の理由)
- 4 代表者以外の請求者の氏名及び住所
- 5 請求者と組合 (連合会) との関係

(改正後)

第二十三号様式之二 (第十三条第二項)

一時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
(代表者) 氏 名

下記の組合（連合会）においては、代表理事の職務を行う者がなく、遅滞により損害

を生ずるおそれがあるので、水産業協同組合法

第43条第3項  
第92条第3項において準用する同法第  
第96条第3項において準用する同法第  
第100条第3項において準用する同法  
第105条第3項において準用する同法

43条第3項  
43条第3項  
第43条第3項  
第43条第3項  
の規定により、一時代表理事の職務を行うべき者を選任して下さるよう請求します。

記

- 1 組合（連合会）の名称
- 2 代表理事の職務を行う者がいない理由
- 3 損害を生ずる内容（請求の理由）
- 4 代表者以外の請求者の氏名及び住所
- 5 請求者と組合（連合会）との関係

(改正前)

第二十三号様式之二 (第十三条第二項)

一時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
(代表者) 氏 名



下記の組合（連合会）においては、代表理事の職務を行う者がなく、遅滞により損害

を生ずるおそれがあるので、水産業協同組合法

第43条第3項  
第92条第3項において準用する同法第  
第96条第3項において準用する同法第  
第100条第3項において準用する同法  
第105条第3項において準用する同法

43条第3項  
43条第3項  
第43条第3項  
第43条第3項  
の規定により、一時代表理事の職務を行うべき者を選任して下さるよう請求します。

記

- 1 組合（連合会）の名称
- 2 代表理事の職務を行う者がいない理由
- 3 損害を生ずる内容（請求の理由）
- 4 代表者以外の請求者の氏名及び住所
- 5 請求者と組合（連合会）との関係

(改正後)

第二十四号様式 (第十四条第一項)

参事 (会計主任) 選解任届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長)

(組合長理事・理事) 氏名

当組合 (連合会) においては、年 月 日開催の理事会において、下記のとおり、参事 (会計主任) の選任・解任を決議したので、水産業協同組合法施行細則第14条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 選任した参事 (会計主任) の住所及び氏名並びに就任年月日
- 2 解任した参事 (会計主任) の住所及び氏名並びに退任年月日

(改正前)

第二十四号様式 (第十四条第一項)

参事 (会計主任) 選解任届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長)

(組合長理事・理事) 氏名



当組合 (連合会) においては、年 月 日開催の理事会において、下記のとおり、参事 (会計主任) の選任・解任を決議したので、水産業協同組合法施行細則第14条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 選任した参事 (会計主任) の住所及び氏名並びに就任年月日
- 2 解任した参事 (会計主任) の住所及び氏名並びに退任年月日

(改正後)

第二十五号様式 (第十四条第二項)

参事(会計主任)退任届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長(会長)

(組合長理事・理事) 氏名

当組合(連合会)においては、下記の参事(会計主任)が任期満了(死亡・辞任)により退任したので、水産業協同組合法施行細則第14条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 退任した参事(会計主任)の住所及び氏名
- 2 退任の事由 任期満了・死亡・辞任
- 3 退任事由の発生日 年 月 日

(改正前)

第二十五号様式 (第十四条第二項)

参事(会計主任)退任届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長(会長)

(組合長理事・理事) 氏名



当組合(連合会)においては、下記の参事(会計主任)が任期満了(死亡・辞任)により退任したので、水産業協同組合法施行細則第14条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 退任した参事(会計主任)の住所及び氏名
- 2 退任の事由 任期満了・死亡・辞任
- 3 退任事由の発生日 年 月 日

(改正後)

第二十七号様式 (第十六条第一項)

定 款 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、定款の変更を決議したので、水産業協同組合法

(第48条第2項  
第92条第3項において準用する同  
第96条第3項において準用する同  
第100条第3項において準用する  
第105条第3項において準用する

法第48条第2項  
法第48条第2項  
同法第48条第2項  
同法第48条第2項

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請しま

す。

(改正前)

第二十七号様式 (第十六条第一項)

定 款 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) におい

て、定款の変更を決議したので、水産業協同組合法 { 第48条第2項  
第92条第3項において準用する同  
第96条第3項において準用する同  
第100条第3項において準用する  
第105条第3項において準用する

} 法第48条第2項  
法第48条第2項  
同法第48条第2項  
同法第48条第2項 ) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請しま

す。

(改正後)

第二十七号様式之二 (第十七条第一項)

信用事業譲渡 (譲受け) 認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会において、信用事

業の全部 (一部) の譲渡 (譲受け) を決議したので、水産業協同組合法 (第54条の2  
第92条第3  
第96条第3  
第100条第

第3項  
項において準用する同法第54条の2第3項  
項において準用する同法第54条の2第3項  
3項において準用する同法第54条の2第3項) の規定により、認可して下さるよう関

係書類を添えて申請します。

(改正前)

第二十七号様式之二 (第十七条第一項)

信用事業譲渡 (譲受け) 認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会において、信用事

業の全部 (一部) の譲渡 (譲受け) を決議したので、水産業協同組合法 ( 第54条の2  
第92条第3  
第96条第3  
第100条第

) 第3項  
項において準用する同法第54条の2第3項  
項において準用する同法第54条の2第3項  
3項において準用する同法第54条の2第3項 の規定により、認可して下さるよう関

係書類を添えて申請します。

(改正後)

第二十八号様式 (第十七条第二項)

信用事業全部譲渡届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日に 組合 (連

合会) に信用事業の全部を譲渡したので、水産業協同組合法 第54条の2第7項  
第92条第3項において準  
第96条第3項において準  
第100条第3項において

用する同法第54条の2第7項  
用する同法第54条の2第7項  
準用する同法第54条の2第7項 ) の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正前)

第二十八号様式 (第十七条第二項)

信用事業全部譲渡届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日に 組合 (連

合会) に信用事業の全部を譲渡したので、水産業協同組合法 第54条の2第7項  
第92条第3項において準  
第96条第3項において準  
第100条第3項において

用する同法第54条の2第7項  
用する同法第54条の2第7項  
準用する同法第54条の2第7項 ) の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正後)

第二十九号様式 (第十八条)

共済事業 (契約) 譲渡 (移転) 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合においては、共済事業 (契約) の全部を譲渡 (移転) したので、水産業協同組  
合法 (第54条の4第4項において準用する同法第54条の2第7項  
第96条第3項において準用する同法第54条の4第4項において準用する同法第54  
条の2第7項) の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正前)

第二十九号様式 (第十八条)

共済事業 (契約) 譲渡 (移転) 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合においては、共済事業 (契約) の全部を譲渡 (移転) したので、水産業協同組  
合法 (第54条の4第4項において準用する同法第54条の2第7項  
第96条第3項において準用する同法第54条の4第4項において準用する同法第54  
条の2第7項) の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正後)

第三十号様式 (第十九条第一項)

業 務 状 況 等 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) において、 事業年度の決算及び 事業年度の事業計画を決議したので、水産業

協同組合法 (第58条の2第1項、第92条第3項において準用する同法第58条の2第1項、第96条第3項において準用する同法第58条の2第1項、第100条第3項において準用する同法第58条の2第1項、第105条第3項において準用する同法第58条の2第1項) 及び水産業協

同組合法施行細則第19条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

(改正前)

第三十号様式 (第十九条第一項)

業 務 状 況 等 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会 (総代会) において、 事業年度の決算及び 事業年度の事業計画を決議したので、水産業

協同組合法 (第58条の2第1項、第92条第3項において準用する同法第58条の2第1項、第96条第3項において準用する同法第58条の2第1項、第100条第3項において準用する同法第58条の2第1項、第105条第3項において準用する同法第58条の2第1項) 及び水産業協

同組合法施行細則第19条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

(改正後)

第三十号様式之二 (第十九条第二項)

業 務 状 況 等 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

組合長理事・理事 氏名

当組合においては、 年 月 日開催の総会において、 事業年度の決算及び 事業年度の事業計画を決議したので、水産業協同組合法施行細則第19条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

(改正前)

第三十号様式之二 (第十九条第二項)

業 務 状 況 等 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

組合長理事・理事 氏名



当組合においては、 年 月 日開催の総会において、 事業年度の決算及び 事業年度の事業計画を決議したので、水産業協同組合法施行細則第19条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

(改正後)

第三十一号様式 (第二十条第一項)

設 立 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 組合 (連合会) 設立発起人  
住 所  
氏 名

組合 (連合会) の設立の認可を受けたいので、水産業協同組合法

第63条第1  
第92条第4  
第96条第4  
第100条第  
第105条第

項  
項において準用する同法第63条第1項  
項において準用する同法第63条第1項  
4項において準用する同法第63条第1項  
4項において準用する同法第63条第1項

の規定により、関係書類を添えて申請します。

注 申請者欄には、発起人全員の住所及び氏名を連記すること。

(改正前)

第三十一号様式 (第二十条第一項)

設 立 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 組合 (連合会) 設立発起人

住 所

氏 名



組合 (連合会) の設立の認可を受けたいので、水産業協同組合法

第63条第1  
第92条第4  
第96条第4  
第100条第  
第105条第

項

項において準用する同法第63条第1項

項において準用する同法第63条第1項

4項において準用する同法第63条第1項

4項において準用する同法第63条第1項

の規定により、関係書類を添えて申請します。

注 申請者は、発起人全員の連記 (記名押印) によること。

(改正後)

第三十二号様式 (第二十一条)

解散決議認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会において、組合

(連合会) の解散の決議をしたので、水産業協同組合法

第68条第2項  
第91条第2項  
第96条第5項において準用す  
第100条第5項において準用  
第105条第5項において準用

る同法第68条第2項  
する同法第91条第2項  
する同法第68条第2項

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請し

ます。

(改正前)

第三十二号様式 (第二十一条)

解散決議認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) においては、 年 月 日開催の総会において、組合

(連合会) の解散の決議をしたので、水産業協同組合法

第68条第2項  
第91条第2項  
第96条第5項において準用す  
第100条第5項において準用  
第105条第5項において準用

る同法第68条第2項  
する同法第91条第2項  
する同法第68条第2項

の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請し

ます。

(改正後)

第三十二号様式之二 (第二十二條第一項)

解 散 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) は、下記の事由により、 年 月 日をもって解散した

ので、水産業協同組合法 (第68条第4項  
第91条第4項  
第96条第5項において準用する同法第68条第4項  
第100条第5項において準用する同法第91条第4項) の規定

により、届け出ます。

記

解散の事由

(改正前)

第三十二号様式之二 (第二十二條第一項)

解 散 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) は、下記の事由により、 年 月 日をもって解散した

ので、水産業協同組合法  $\left( \begin{array}{l} \text{第68条第4項} \\ \text{第91条第4項} \\ \text{第96条第5項において準用する同法第68条第4項} \\ \text{第100条第5項において準用する同法第91条第4項} \end{array} \right)$  の規定

により、届け出ます。

記

解散の事由

(改正後)

第三十三号様式 (第二十二條第二項)

解 散 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

当組合 (連合会) は、下記の事由により、 年 月 日をもって解散した

ので、水産業協同組合法 (第68条第6項  
第91条第6項  
第96条第5項において準用する同法第68条第6項  
第100条第5項において準用する同法第91条第6項  
第105条第5項において準用する同法第68条第6項) の規定

により、届け出ます。

記

1 解散の事由

2 解散時における組合員 (会員) 数 (准組合員 (准会員) を除く。)

(改正前)

第三十三号様式 (第二十二條第二項)

解 散 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名



当組合 (連合会) は、下記の事由により、 年 月 日をもって解散した

ので、水産業協同組合法  $\left( \begin{array}{l} \text{第68条第6項} \\ \text{第91条第6項} \\ \text{第96条第5項において準用する同法第68条第6項} \\ \text{第100条第5項において準用する同法第91条第6項} \\ \text{第105条第5項において準用する同法第68条第6項} \end{array} \right)$  の規定

により、届け出ます。

記

1 解散の事由

2 解散時における組合員 (会員) 数 (准組合員 (准会員) を除く。)

(改正後)

第三十四号様式 (第二十三条第一項)

(その一) 合併後存続する組合がある場合

合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 合併後存続する組合 (連合会)

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

合併によって消滅する組合 (連合会)

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

組合 (連合会) においては 年 月 日開催の、 組合  
(連合会) においては 年 月 日開催の総会において、組合 (連合会) の

合併の決議をしたので、水産業協同組合法 (第69条第2項、第92条第5項において準用する同法第69条、第96条第5項において準用する同法第69条、第100条第5項において準用する同法第69条、第105条第5項において準用する同法第69

第2項、第2項、条第2項、条第2項) の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(改正前)

第三十四号様式 (第二十三条第一項)

(その一) 合併後存続する組合がある場合

合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 合併後存続する組合 (連合会)

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

印

合併によって消滅する組合 (連合会)

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長) 氏名

印

組合 (連合会) においては 年 月 日開催の、 組合  
(連合会) においては 年 月 日開催の総会において、組合 (連合会) の

合併の決議をしたので、水産業協同組合法

(	第69条第2項
	第92条第5項において準用する同法第69条
	第96条第5項において準用する同法第69条
	第100条第5項において準用する同法第69条
第105条第5項において準用する同法第69	

第2項  
第2項  
条第2項  
条第2項

)の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(改正後)

(その二) 合併によって新たに組合が成立する場合

合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 組合（連合会）設立委員  
住 所  
氏 名

組合（連合会）においては 年 月 日開催の、 組合  
（連合会）においては 年 月 日開催の総会において、組合（連合会）

の合併の決議をしたので、水産業協同組合法

（	第69条第2項
	第92条第5項において準用する同法第69
	第96条第5項において準用する同法第69
	第100条第5項において準用する同法第

第105条第5項において準用する同法第

条第2項  
条第2項  
69条第2項  
69条第2項

）の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

注 申請者欄には、設立委員全員の住所及び氏名を連記すること。

(改正前)

(その二) 合併によって新たに組合が成立する場合

合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 組合（連合会）設立委員

住 所

氏 名



組合（連合会）においては 年 月 日開催の、 組合  
（連合会）においては 年 月 日開催の総会において、組合（連合会）

の合併の決議をしたので、水産業協同組合法  $\left( \begin{array}{l} \text{第69条第2項} \\ \text{第92条第5項において準用する同法第69} \\ \text{第96条第5項において準用する同法第69} \\ \text{第100条第5項において準用する同法第} \\ \text{第105条第5項において準用する同法第} \end{array} \right.$

$\left. \begin{array}{l} \text{条第2項} \\ \text{条第2項} \\ \text{69条第2項} \\ \text{69条第2項} \end{array} \right)$ の規定により、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

注 申請者は、設立委員全員の連記（記名押印）によること。

(改正後)

第三十五号様式 (第二十四条第一項)

漁業生産組合定款変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称  
組合長理事 (理事) 氏名

当組合は、 年 月 日をもって定款を変更したので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正前)

第三十五号様式 (第二十四条第一項)

漁業生産組合定款変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

組合長理事 (理事) 氏名



当組合は、 年 月 日をもって定款を変更したので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正後)

第三十六号様式 (第二十五条第一号)

漁業生産組合設立届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称  
組合長理事 (理事) 氏名

当組合は、 年 月 日をもって成立したので、水産業協同組合法第85条の2  
第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正前)

第三十六号様式 (第二十五条第一号)

漁業生産組合設立届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

組合長理事 (理事) 氏名



当組合は、 年 月 日をもって成立したので、水産業協同組合法第85条の2  
第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正後)

第三十七号様式 (第二十五条第二号)

漁業生産組合解散届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

組合長理事 (理事) 氏名

当組合は、下記の事由により 年 月 日をもって解散したので、水産業協同組合法第85条の4第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

解散の事由

(改正前)

第三十七号様式 (第二十五条第二号)

漁業生産組合解散届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

組合長理事 (理事) 氏名



当組合は、下記の事由により 年 月 日をもって解散したので、水産業協同組合法第85条の4第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

解散の事由

(改正後)

第三十八号様式 (第二十五条第三号)

漁業生産組合合併届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

組合長理事 (理事) 氏名

当組合の合併について、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正前)

第三十八号様式 (第二十五条第三号)

漁業生産組合合併届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

組合長理事 (理事) 氏名



当組合の合併について、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正後)

第三十九号様式 (第二十五条第四号)

漁業生産組合組織変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
名 称  
組合長理事 (理事) 氏名

当組合は、 年 月 日開催の総会において、組織変更計画の承認の決議をし、その組織を株式会社に変更したので、水産業協同組合法第86条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正前)

第三十九号様式 (第二十五条第四号)

漁業生産組合組織変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

組合長理事 (理事) 氏名



当組合は、 年 月 日開催の総会において、組織変更計画の承認の決議をし、その組織を株式会社に変更したので、水産業協同組合法第86条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(改正後)

第四十号様式 (第二十六条)

検 査 請 求 書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
(代表者) 氏 名

下記の組合（連合会）においては、組合（連合会）の業務（会計）が法令（法令に基づく貴庁の処分・定款・規約・信用事業規程・共済規程）に違反する疑いがあるので、水産業協同組合法第123条第1項の規定により、当該組合（連合会）の業務（会計）状況を検査して下さるよう関係書類を添えて請求します。

記

- 1 組合（連合会）の名称
- 2 請求者の氏名及び住所
- 3 総組合員（会員）数及び請求に必要な組合員（会員）数
- 4 請求に同意した組合員（会員）数

(改正前)

第四十号様式 (第二十六条)

検 査 請 求 書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
(代表者) 氏 名



下記の組合（連合会）においては、組合（連合会）の業務（会計）が法令（法令に基づく貴庁の処分・定款・規約・信用事業規程・共済規程）に違反する疑いがあるので、水産業協同組合法第123条第1項の規定により、当該組合（連合会）の業務（会計）状況を検査して下さるよう関係書類を添えて請求します。

記

- 1 組合（連合会）の名称
- 2 請求者の氏名及び住所
- 3 総組合員（会員）数及び請求に必要な組合員（会員）数
- 4 請求に同意した組合員（会員）数

(改正後)

第四十一号様式 (第二十七条)

総会 (総代会・創立総会) 決議・選挙・当選取消請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
(代表者) 氏 名

下記の組合 (連合会) においては、総会 (総代会・創立総会) の招集手続 (決議の方法・選挙) が法令 (法令に基づく貴庁の処分・定款・規約) に違反するので、水産業協同組合法 (第125条第1項 (第52条第6項において準用する同法第125条第1項) ) の規定により、当該総会 (総代会・創立総会) の決議 (選挙・当選) を取り消して下さるよう関係書類を添えて請求します。

記

- 1 組合 (連合会) の名称
- 2 請求者の氏名及び住所
- 3 正組合員 (会員) 数及び請求に必要な正組合員 (会員) 数
- 4 請求に同意した正組合員 (会員) 数

(改正前)

第四十一号様式 (第二十七条)

総会 (総代会・創立総会) 決議・選挙・当選取消請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
(代表者) 氏 名



下記の組合 (連合会) においては、総会 (総代会・創立総会) の招集手続 (決議の方法・選挙) が法令 (法令に基づく貴庁の処分・定款・規約) に違反するので、水産業協同組合法 (第125条第1項 (第52条第6項において準用する同法第125条第1項) ) の規定により、当該総会 (総代会・創立総会) の決議 (選挙・当選) を取り消して下さるよう関係書類を添えて請求します。

記

- 1 組合 (連合会) の名称
- 2 請求者の氏名及び住所
- 3 正組合員 (会員) 数及び請求に必要な正組合員 (会員) 数
- 4 請求に同意した正組合員 (会員) 数

(改正後)

第四十二号様式 (第二十八条)

不 祥 事 件 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長)

(組合長理事・理事) 氏名

当組合 (連合会) においては、不祥事件が発生したので、水産業協同組合法第126条第12号及び水産業協同組合法施行規則第224条第1項第21号 (漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第18号) の規定により、別紙のとおり届け出ます。

(改正前)

第四十二号様式 (第二十八条)

不 祥 事 件 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表理事組合長 (会長)

(組合長理事・理事) 氏名



当組合 (連合会) においては、不祥事件が発生したので、水産業協同組合法第126条第12号及び水産業協同組合法施行規則第224条第1項第21号 (漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第18号) の規定により、別紙のとおり届け出ます。

(改正後)

(別紙)

(表)

不祥事件の概要 (第 報)

( 年 月 日現在)

組合 (連合会) 名				当初届出	年 月 日		
発生した部門		不祥事件の種類		当事者の地位			
経営徴上等の	組合員数	正 員 数	職員数 (うち信用部門)		貸付金	金	
	役員数	准 理事	貯 金		販売取扱	高 本	
不行われた事件の時期	自 年 月	経過概要					
	至 年 月						
当事者	職 名	氏 名	性別	年齢	組合等 (前身団体を含む。) の在職年数	性行、私的環境、その他	
原因動機	利用した手口		隠蔽のため特に執ったと思われる手段				
発覚の時期等	発 覚 の 年 月	不祥事件の発生から発覚までの期間における検査等の実施状況					
	年 月	県 の 検 査	連 合 会 監 査	監 事 監 査	内 部 検 査		
	発 生 か ら 発 覚 ま で の 期 間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	年 月						
発覚の端緒 (該当に○)	ア 県の検査イ 連合会監査ウ 監事監査エ 内部検査	オ 警察の調査カ 投書・電話キ 役員の見	その他 ( )				
事後措置等	組合の執った措置		被害状況	被害額 (A) 千円	補填 (見込) 額 (B) 千円	実被害額 (A-B) 千円	
	ア 当事者に対する処分				当事者		
	イ その他				親 戚		
	司法の措置	起訴		有・無		保証人	
		判決		有罪・無罪		役 員	
		罪名				職 員	
				計			

(改正前)

(別紙)

(表)

不祥事件の概要 (第 報)

( 年 月 日現在)

組合 (連合会) 名				当初届出	年 月 日		
発生した部門		不祥事件の種類		当事者の地位			
経営徴上等の	組合員数	正 員 数	職員数 (うち信用部門)		貸付金	金	
	役員数	准 理事	貯 金		販売取扱	高 本	
不行われた事件の時期	自 年 月	経過概要					
	至 年 月						
当事者	職 名	氏 名	性別	年齢	組合等 (前身団体を含む。) の在職年数	性行、私的環境、その他	
原因動機	利用した手口		隠蔽のため特に執ったと思われる手段				
発覚の時期等	発 覚 の 年 月	不祥事件の発生から発覚までの期間における検査等の実施状況					
	年 月	県 の 検 査	連 合 会 監 査	監 事 監 査	内 部 検 査		
	発 生 か ら 発 覚 ま で の 期 間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	年 月						
発覚の端緒 (該当に○)	ア 県の検査イ 連合会監査ウ 監事監査エ 内部検査 オ 警察の調査カ 投書・電話キ 役員の見 ク その他 ( )						
事後措置等	組合の執った措置		被害状況	被害額 (A) 千円	補填 (見込) 額 (B) 千円	実被害額 (A-B) 千円	
	ア 当事者に対する処分 イ その他				当事者		
	司法の措置	起訴		有・無		親 戚	
		判決		有罪・無罪		保証人	
		罪名				役 員	
						職 員	
				計			

(改正後)

(裏)

再発防止策等

コンプライアンス・マニュアルの策定の有無	有・無
コンプライアンス規程の策定の有無	有・無
不祥事対応・防止マニュアルの策定の有無	有・無
連続職場離脱の実施の有無 (「有」の場合は、実施割合(実施者数/職員数)を記載すること。)	( 有・無 )
不祥事件等を防 げなかった管理 上の問題点	
これまでに講じ た再発防止策	
今後講じていく 再発防止策	
上欄に記載した 再発防止策の履 行状況を確認す るための手段	
県に対する届出が遅延 した理由	

注 この欄は、組合(連合会)が不祥事件の発生を知った日から1月を経過した日以後にこの届出書を提出する場合に記載すること。

(改正前)

(裏)

再発防止策等

コンプライアンス・マニュアルの策定の有無	有・無
コンプライアンス規程の策定の有無	有・無
不祥事対応・防止マニュアルの策定の有無	有・無
連続職場離脱の実施の有無 (「有」の場合は、実施割合(実施者数/職員数)を記載すること。)	( 有・無 )
不祥事件等を防 げなかった管理 上の問題点	
これまでに講じ た再発防止策	
今後講じていく 再発防止策	
上欄に記載した 再発防止策の履 行状況を確認す るための手段	
県に対する届出が遅延 した理由	

注 この欄は、組合(連合会)が不祥事件の発生を知った日から1月を経過した日以後にこの届出書を提出する場合に記載すること。